効能・効果の追加等に係る最適使用推進GLに基づく 保険適用上の留意事項について

1 概要

- 〇 最適使用推進GLが策定された医薬品については、平成28年11月16日中医協総会において、最適使用推進GLの内容を踏まえた保険適用上の留意事項を通知することとされた。
- 今般、キイトルーダ点滴静注について、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」及び「再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌」の効能・効果の追加に係る最適使用推進GLの策定が行われたので、それらに係る保険適用上の留意事項を改正した。

2 対象品目の概要

品目	企業	留意事項を改正した効能・効果
キイトルーダ点滴静注 20mg	MSD	① 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌
キイトルーダ点滴静注 100mg		② 再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌

3 留意事項の内容

- (1)基本的考え方として、対象品目について、最適使用推進GLに従って使用する旨を明記。(今回の改正で変更なし)
- (2) 診療報酬明細書の摘要欄に記載を求める事項
 - 1) 腎細胞癌

以下の事項を記載するよう規定した。

① 医療施設の要件のいずれに該当するか。

(参考) 最適使用推進ガイドライン ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)~腎細胞癌~(抄)

- ① 施設について
- (1)-1 下記の(1)~(5)のいずれかに該当する施設であること。
- (1) 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など)(令和元年7月1日時点: 436 施設)
- (2) 特定機能病院(平成31年4月1日時点:86施設)
- (3) 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連 携協力病院、がん診療連携推進病院など)
- (4) 外来化学療法室を設置し、外来化学療法加算1又は外来化学療法加算2の施設基準に係る届出を行っている施設(平成29年7月1日時点:2531施設)
- (5) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設(平成 29 年 7月1日時点:1287施設)

② 治療の責任者の要件のいずれに該当するか。

(参考) 最適使用推進ガイドライン ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)~腎細胞癌~(抄)

①-2 腎細胞癌の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師(下表のいずれかに該当する医師)が、当該診療科の本剤に関する治療の責任者として配置されていること。

表

- ・医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。
- ・医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、腎細胞癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。

2) 頭頸部癌

以下の事項を記載するよう規定した。

医療施設の要件のいずれに該当するか。

(参考)最適使用推進ガイドライン ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)~頭頸部癌~(抄)

- ① 施設について
- ①-1 下記の(1)~(5)のいずれかに該当する施設であること。
- (1) 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など)(令和元年7月1日時点: 436 施設)
- (2) 特定機能病院(平成31年4月1日時点:86施設)
- (3) 都道府県知事が指定するがん診療連携病院(がん診療連携指定病院、がん診療連 携協力病院、がん診療連携推進病院など)
- (4) 外来化学療法室を設置し、外来化学療法加算1又は外来化学療法加算2の施設基準に係る届出を行っている施設(平成29年7月1日時点:2531施設)
- (5) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設(平成 29 年 7月1日時点:1287施設)
- ② 治療の責任者の要件のいずれに該当するか。

(参考) 最適使用推進ガイドライン ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)~頭頸部癌~(抄)

①-2 頭頸部癌の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師又は歯科医師(下表のいずれかに該当する医師又は歯科医師)が、当該診療科の本剤に関する治療の責任者として配置されていること。

表

- ・医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修 を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の 研修を行っていること。
- ・医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の耳鼻咽喉科領域の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む頭頸部悪性腫瘍

診療の臨床研修を行っていること。

・医師免許又は歯科医師免許取得後の初期研修を修了した後に5年以上の口腔外科の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む口腔外科のがん治療の臨床研修を行っていること。

なお、本剤による治療においては副作用等の全身的管理を要するため、患者の 治療に当たる歯科医師は上の表のいずれかに示す条件を満たす医師(頭頸部癌 の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師)との緊密 な連携のもとに診療すること。

③ 本製剤を他の抗悪性腫瘍剤(5-FU 及びプラチナ製剤)と併用する場合は、その旨。

|4 留意事項通知の発出日及び適用日

発出日:令和元年12月20日

適用日:発出日